

○ 都市公園移動等円滑化基準適合確認表

整備箇所等	整備項目	整備状況	摘要	備考
1 出入口	出入口		該当・ 非該当	
	ア 幅は、1.2m以上か。	適・否		
	イ 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんか。	適・否		
	ウ 高低差がある場合には、5%以下のこう配ですりつけているか。	適・否	該当・ 非該当	
	エ 通行の際に支障となる段を設けていないか。	適・否		
	オ 出入口に設ける戸		該当・ 非該当	
	(ア) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否		
	(イ) 全面が透明な戸を設ける場合には、衝突を防止する措置を講じているか。	適・否	該当・ 非該当	
	(ウ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・ 非該当	
	カ 車止めを設ける場合、アの出入部分は除き、車止めの相互の間隔のうち、1以上は90cm以上か。	適・否	該当・ 非該当	
キ 出入口から前後の水平距離が1.5m以上の水平面が確保されているか。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合を除く。	適・否			
2 主たる園路	園路		該当・ 非該当	
	ア 有効幅員は、1.8m以上か。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、1.4m以上か。	適・否		
	イ 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんか。 ※ 歩行者専用園路の場合、透水性舗装とする。	適・否		
	ウ 縦断こう配は、5%（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、8%）以下か。	適・否		
	エ 3%以上の縦断こう配が30m以上続く場合には、延長30m以内ごとに1.5m以上の水平部分を設けているか。	適・否	該当・ 非該当	
	オ 横断こう配は、1%以下か。	適・否		
	カ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないか。 やむをえず、段を設ける場合には、「4 階段（その踊場を含む。）」の基準に適合しているか。ただし、「カ 傾斜路」については、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であって、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものに代えることができる。	適・否		
	キ 排水溝に溝ぶたを設ける場合には、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造か。 ※ グレーチングは、細目（すきま1cm以下）、ノンスリップとする。	適・否	該当・ 非該当	

○ 都市公園移動等円滑化基準適合確認表

	ク 階段、段又は傾斜路（階段又は段に代わり、又はこれらに併設するもの（その踊場を含む。）に限る。以下この様式において同じ。）のある部分の上端に近接する主たる園路の部分には、点状ブロック等を敷設しているか。ただし、こう配が5%（高さが16cm以下の場合にあっては、8%）以下の傾斜路の上端に近接する主たる園路の部分を除く。	適・否	該当・非該当	
3 傾斜路（その踊場を含む。）（主たる園路に階段又は段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。）	傾斜路		該当・非該当	
	ア 幅は、1.2m以上か。ただし、階段又は段に併設している場合は、90cm以上か。	適・否		
	イ 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんか。	適・否		
	ウ 縦断こう配は、5%（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、8%）以下か。	適・否		
	エ 横断こう配は、設けていないか。	適・否		
	オ 高さが16cmを超え、かつ、こう配が5%を超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けるとともに、その手すりの両端には、傾斜路の行き先等を点字で表示しているか。	適・否	該当・非該当	
	カ 手すりを両側に設けているか。ただし、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合は除く。	適・否		
	キ 両側に、側壁又は立ち上がりを設けているか。			
	ク 前後の園路と容易に識別できるものか。	適・否		
	ケ 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか。ただし、こう配が5%を超えない傾斜がある部分の場合、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。	適・否	該当・非該当	
	コ 高さが75cmを超えるものについては、高さ75cm以内ごとに踏幅が1.5m以上の踊場を設けているか。	適・否	該当・非該当	
	4 階段（その踊場を含む。）	階段		該当・非該当
ア 両側に手すりを設けるとともに、手すりの両端には、階段の行き先等を点字で表示しているか。		適・否		
イ 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんか。		適・否		
ウ 回り段を設けていないか。		適・否		
エ 段を容易に識別できるものか。		適・否		
オ 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造か。		適・否		
カ 傾斜路を併設しているか。		適・否		
キ 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設しているか。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合を除く。		適・否	該当・非該当	

○ 都市公園移動等円滑化基準適合確認表

	ク 高さが3mを超えるものについては、高さ3m以内ごとに踏幅が1.2m以上の踊場を設けているか。	適・否	該当・非該当	
	ケ 両側に立ち上がりを設けているか。ただし、側面が壁面である場合を除く。	適・否	該当・非該当	
5 屋根付広場	屋根付広場		該当・非該当	
	ア 出入口の幅は、1.2m以上か。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、80cm以上か。	適・否		
	イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないか。ただし、地形の状況等によりやむを得ず設置する場合は、傾斜路を併設しているか。	適・否		
	ウ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保しているか。	適・否		
6 休憩所及び管理事務所	休憩所及び管理事務所		該当・非該当	
	ア 出入口は、上記5ア、イの基準に適合しているか	適・否		
	イ 出入口に設ける戸		該当・非該当	
	(ア) 幅は、80cm以上か。	適・否		
	(イ) 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否		
	(ウ) 全面が透明な戸を設ける場合には、衝突を防止する措置を講じているか。	適・否	該当・非該当	
	(エ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当	
	ウ カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けているか。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合を除く。	適・否	該当・非該当	
	エ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保しているか。	適・否		
	オ 便所を設ける場合は、そのうち、一以上は下記8の基準に適合しているか。	適・否	該当・非該当	
7 野外劇場及び野外音楽堂	野外劇場及び野外音楽堂		該当・非該当	
	ア 出入口の幅は、1.2m以上か。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合は、80cm以上か。	適・否		
	イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないか。ただし、地形の状況等によりやむを得ず設置する場合は、傾斜路を併設しているか。	適・否		

○ 都市公園移動等円滑化基準適合確認表

	ウ 出入口と車いす使用者用観覧スペース及びエの便所との間の経路を構成する通路			
	(ア) 上記ア、イの基準を満たしているか。	適・否		
	(イ) 縦断こう配は、5%（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、8%）以下か。	適・否		
	(ウ) 横断こう配は、1%（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、2%）以下か。	適・否		
	(エ) 路面は滑りにくい仕上げがなされているか。	適・否		
	(オ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設するなど、高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けているか。	適・否		
	エ 車いす使用者用観覧スペースの数			
	(ア) 収容定員が200人以下の場合には、当該収用定員に1/50を乗じて得た数以上の車いす使用者用観覧スペースを設けているか。	適・否		
	(イ) 収容定員が200人を超える場合には、当該収用定員に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用観覧スペースを設けているか。	適・否		
	オ 車いす使用者用観覧スペース			
	(ア) 幅は90cm、奥行きは120cm以上となっているか	適・否		
	(イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないか。	適・否		
	(ウ) 車いす使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車いす使用者の転落を防止するための設備を設けているか。	適・否		
	カ 便所を設ける場合は、そのうち、一以上は下記8の基準に適合しているか。	適・否	該当・非該当	
8 便所	便所		該当・非該当	
(1) 多機能トイレ	多機能トイレを1以上設けているか。	適・否		
	ア 出入口の幅は、80cm以上か。	適・否		
	イ 出入口に戸を設ける場合には、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否	該当・非該当	
	ウ 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当	

○ 都市公園移動等円滑化基準適合確認表

	エ 出入口には、通行の際に支障となる段を設けていないか。ただし、地形の状況等によりやむを得ず設置する場合は、傾斜路を併設しているか。	適・否		
	オ 内部は、車いす使用者等がその他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造か。	適・否		
	カ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げているか。	適・否		
	キ 多機能トイレに設ける洗面器			
	(ア) 車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車いす使用者の利用しやすい空間が設けられているか。	適・否		
	(イ) もたれかかったときに耐えうる強固なものか。	適・否		
	(ウ) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものか。	適・否		
	ク 出入口又はその付近に、多機能トイレが設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否		
(2) 別表第1第1号チ(2)に定める便所	多機能トイレに加えて便所を設ける場合には、別表第1第1号チ(2)に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けているか。*	適・否	該当・非該当	
(3) 男子用小便器	ア 男子用小便器のある便所を設ける場合には、1以上を子ども等の円滑な利用が可能な受け口の高さが35cm以下である床置き等的小便器としているか。	適・否	該当・非該当	
	イ アにより床置き等的小便器を設けた場合における1以上の便所の床置き等的小便器は、両側に手すりを適切に配置しているか。	適・否	該当・非該当	
(4) 乳幼児用いす及び乳幼児のおむつ換えができる設備	便所を設ける場合には、別表第1第1号チ(7)に定める基準に適合する便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けているか。	適・否	該当・非該当	
	(ア) 便所には、乳幼児用いすが設けられているか。	適・否		
	(イ) 便所又は別表第1第1号チ(7)(二)ただし書に規定する場所に乳幼児のおむつ替えのできる設備が設けられているか。	適・否		
	(ウ) 乳幼児用いす又は乳幼児のおむつ替えのできる設備が設けられた便所及び別表第1第1号チ(7)(二)ただし書に規定する場所の出入口又はその付近に、当該設備が設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否		
(5) オストメイト用設備	便所を設ける場合には、便所にオストメイト用設備を設けた便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けているか。	適・否	該当・非該当	
9 案内板等	ア 案内板等		該当・非該当	
	(ア) 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものか。	適・否		

○ 都市公園移動等円滑化基準適合確認表

	(イ) 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行っているか。 ※ 「福祉のまちづくり条例設計ガイドブック」記載の「サイン計画」を参照して作成する。	適・否		
	(ウ) 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けているか。	適・否		
	イ 別表第1第4号イに定める基準に適合する出入口及び園内の必要な箇所に、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか。ただし、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を容易に視認できる場合を除く。	適・否		
	ウ 案内、呼び出し等の窓口を設ける場合には、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けているか。*	適・否	該当・非該当	
10 駐車場等				
(1) 車いす使用者用駐車施設	車いす使用者用駐車施設		該当・非該当	
	ア 幅は、3.5m以上か。	適・否		
	イ 車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平としているか。	適・否		
	ウ 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示しているか。	適・否		
	エ 車いす使用者用駐車施設の数			
	(ア) 自動車の全駐車台数が200以下の場合には、当該全駐車台数に1/50を乗じて得た数以上の車いす使用者用駐車施設を設けているか。	適・否	該当・非該当	
	(イ) 自動車の全駐車台数が200を超える場合には、当該全駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けているか。	適・否	該当・非該当	
	オ 車いす使用者用駐車施設は、別表第1第4号イに定める基準に適合する出入口から当該車いす使用者用駐車施設までの経路（同号ト(3)に定める基準に適合する通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けられているか。	適・否		
	カ 車いす使用者用駐車施設へ通ずる別表第1第4号イに定める基準に適合する出入口から当該車いす使用者用駐車施設までの通路		該当・非該当	
	(ア) 幅は、1.2m以上か。	適・否		
	(イ) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんか。	適・否		
	(ウ) 50m以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けているか。	適・否		
	(エ) 縦断こう配は、5%（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、8%）以下か。	適・否		
	(オ) 3%以上の縦断こう配が30m以上続く場合には、延長30m以内ごとに1.5m以上の水平部分を設けているか。	適・否	該当・非該当	

○ 都市公園移動等円滑化基準適合確認表

	(カ) 横断こう配は、1%以下か。	適・否		
	(キ) 段を設ける場合には、別表第1第4号口(5)に定める基準に適合しているか。	適・否	該当・非該当	
	(ク) 駐車場内の通路に設ける戸		該当・非該当	
	a 車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないか。	適・否		
	b 全面が透明な戸を設ける場合には、衝突を防止する措置を講じているか。	適・否	該当・非該当	
	c 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合には、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか。	適・否	該当・非該当	
	(ケ) 排水溝に溝ぶたを設ける場合には、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造か。	適・否	該当・非該当	
(2) 高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分	駐車場を設ける場合には、別表第1第4号ト(4)に定める基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分を設けているか。*	適・否	該当・非該当	
11 授乳場所等	授乳場所*		該当・非該当	
	ア 授乳場所等を設けているか。	適・否		
	イ 授乳場所等の出入口又はその付近に、授乳場所等が設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否		
12 休憩設備	休憩設備		該当・非該当	
	ア 休憩設備を設けているか。 ※ 長い園路や広い空間には休憩設備を設ける。	適・否		
	イ 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をしているか。	適・否		
13 水飲場及び手洗場	水飲場及び手洗場		該当・非該当	
	水飲場及び手洗場を設ける場合は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものを1以上設けているか。	適・否		
	(ア) 使用方向150cm以上、幅150cm以上の広さの水平面を設けているか。	適・否		
	(イ) 水飲み用の飲み口までの高さは、70~80cm程度とし、かつ、下部に車いす使用者の利用しやすい空間が設けられているか。	適・否		

○ 都市公園移動等円滑化基準適合確認表

	(ウ) 周囲の床面は、段がなく、平坦で固く締まっているか（濡れても滑りにくい仕上げとなっているか：舗装仕上げの場合）。	適・否		
14 転落防止用設備	転落防止用設備		該当・非該当	
	高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設するなど、高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けているか。	適・否		

(注1) 「整備項目」欄に*印がある項目は、努力項目であることを示す。

(注2) 上表において、「別表」とは「埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則」別表をさす。

(注3) 上表の確認項目のうち、建築確認申請において、別途、移動等円滑化基準の審査を受ける項目（重複項目）については、審査を簡略なものとするので、備考欄にその旨を記載すること（記載例：建築確認において審査）。

【関係法令及び解釈文書】

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）
- ・ 埼玉県都市公園条例（昭和36年条例第38号）
- ・ 埼玉県福祉のまちづくり条例（平成7年埼玉県条例第11号）
- ・ 「ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり（改訂版）」都市公園移動等塩化整備ガイドライン（改訂版）の解説（平成29年3月31日発行、国土交通省都市局公園緑地・景観課 監修、（一社）日本公園緑地協会 編）